

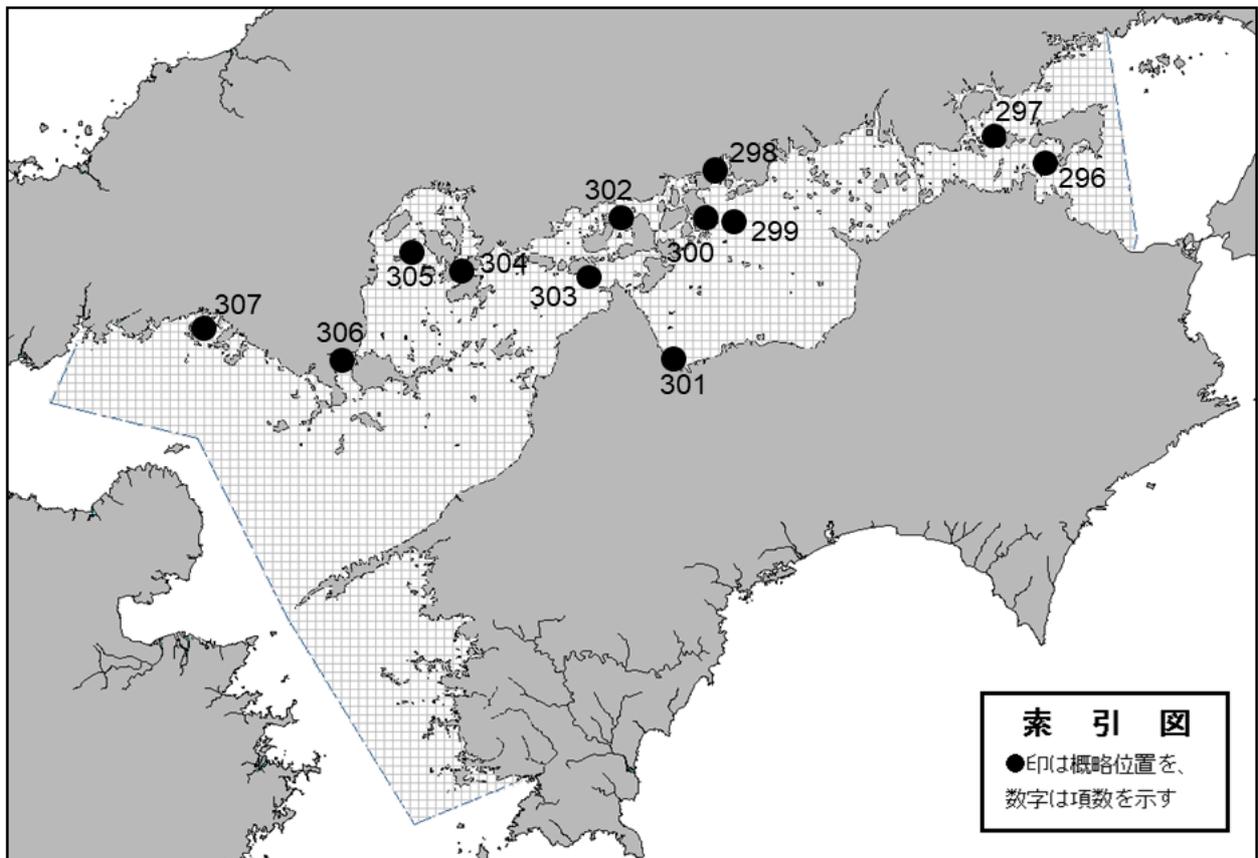


第六管区水路通報 第 31 号

令和7年8月15日

第六管区海上保安本部

- 第 296項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及び付近 海底調査
- 第 297項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、井島 至 豊島 海底線撤去作業
- 第 298項 瀬戸内海 - 尾道系崎港、第1区 海上作業
- 第 299項 瀬戸内海 - 備後灘、弓削島東方 救難訓練
- 第 300項 瀬戸内海 - 備後灘、土生港及び付近 海底線敷設作業
- 第 301項 瀬戸内海 - 千生川港 重量物荷役作業
- 第 302項 瀬戸内海 - 大崎上島北方 灯浮標交換作業
- 第 303項 瀬戸内海 - 来島海峡航路西口付近 潜水作業
- 第 304項 瀬戸内海 - 早瀬瀬戸 潜水作業
- 第 305項 瀬戸内海 - 広島湾 環境調査
- 第 306項 瀬戸内海 - 大島瀬戸、柳井港 航泊禁止区域設定
- 第 307項 瀬戸内海 - 徳山下松港、第3区 掘下げ作業等



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★7年296項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及び付近 海底調査

期間 令和7年8月25日0800～29日1800

区域1 6地点により囲まれる区域

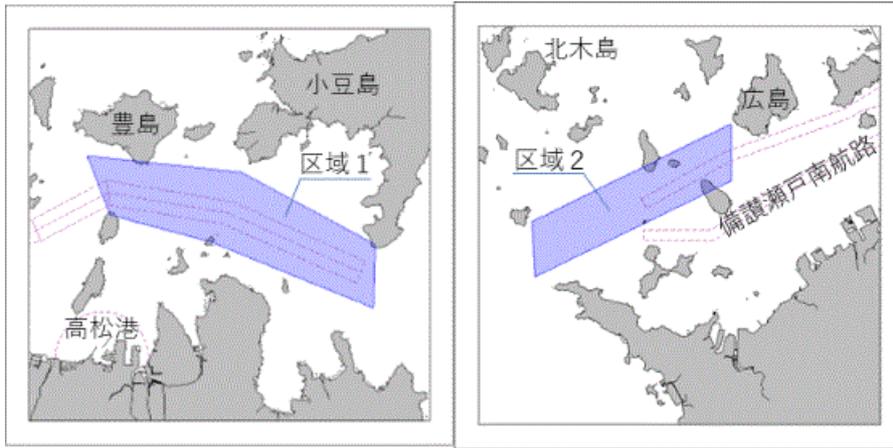
- (1) 34-25-00N 134-13-59E
- (2) 34-22-56N 134-13-55E
- (3) 34-25-05N 134-07-32E
- (4) 34-25-57N 134-03-37E
- (5) 34-27-52N 134-02-44E
- (6) 34-27-20N 134-08-46E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-21-32N 133-41-00E
- (2) 34-19-30N 133-41-00E
- (3) 34-16-05N 133-32-36E
- (4) 34-18-03N 133-32-29E

- 備考
- (1) 水中無人機を使用する
 - (2) 区域内及び付近で採泥作業を伴う(日中のみ)
 - (3) 海上自衛隊による調査

海図所 W137A-W137B-W150B-W106-JP106-W153-JP153
第六管区海上保安本部



★7年297項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、井島 至 豊島 海底線撤去作業

期間 令和7年8月29日～9月30日(予備日10月1日～11日)の日出～日没

区域 (1)、(2)及び(3)～(5)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-28-51N 134-02-12E (岸線上)
- (2) 34-28-55N 134-01-10E (岸線上)
- (3) 34-29-10N 134-01-13E (岸線上)
- (4) 34-29-18N 134-02-02E
- (5) 34-28-57N 134-02-25E (岸線上)

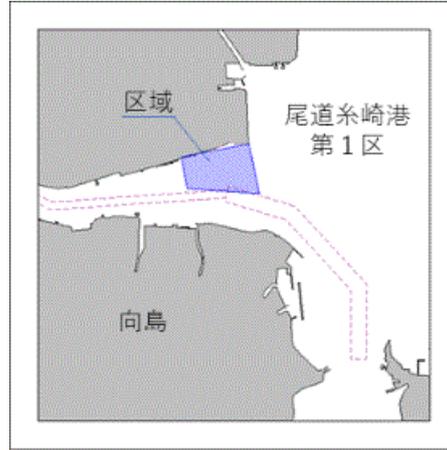
- 備考
- (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に黄色灯付浮標を設置
 - (2) 潜水作業を伴う
 - (3) 警戒船を配置

海図所 W137A-W153-JP153
第六管区海上保安本部



★7年298項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港、第1区 海上作業

期間 令和7年8月31日～9月5日(予備日6日～12日)の日出～日没
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-24-42N 133-14-03E (岸線上)
(2) 34-24-31N 133-14-05E
(3) 34-24-32N 133-13-47E
(4) 34-24-39N 133-13-46E (岸線上)
備考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置
(2) 警戒船を配置
海図所 W119-W114-W1118
尾道糸崎港長



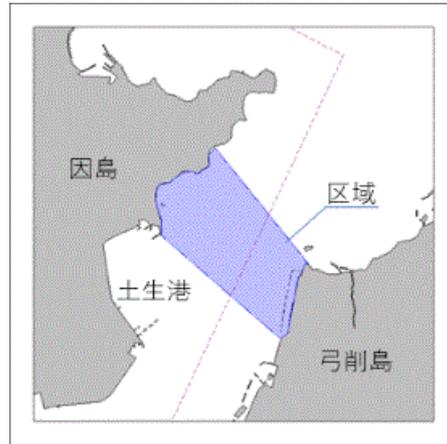
★7年299項 瀬戸内海 — 備後灘、弓削島東方 救難訓練

期間 令和7年8月16日1000～1200
区域 4地点により囲まれる区域
(1) 34-17-31N 133-19-10E
(2) 34-14-33N 133-19-10E
(3) 34-14-33N 133-14-47E
(4) 34-17-31N 133-14-47E
備考 巡視艇及び航空機による吊上げ、降下訓練
海図所 W103-W130-W1118-W153-JP153
第六管区海上保安本部



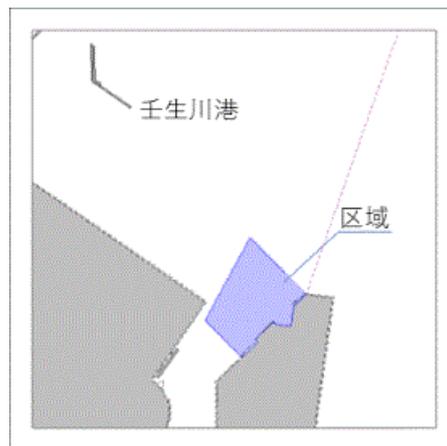
★7年300項 瀬戸内海 — 備後灘、土生港及び付近 海底線敷設作業

- 期間 令和7年9月2日～10月25日(予備日26日～30日)の日出～日没
- 区域 (1)、(2)及び(3)、(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-16-47N 133-12-39E(岸線上)
- (2) 34-17-12N 133-12-03E(岸線上)
- (3) 34-17-34N 133-12-19E(岸線上)
- (4) 34-17-05N 133-12-47E(岸線上)
- 備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に黄色灯付浮標を設置
- (2) 潜水作業を伴う
- (3) 警戒船を配置
- 海図所 W102-W103-W130-W1118
- 尾道海上保安部



★7年301項 瀬戸内海 — 壬生川港 重量物荷役作業

- 期間 令和7年8月21日(予備日22日～24日)の日出～日没
- 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 33-56-17N 133-07-18E (岸線上)
- (2) 33-56-24N 133-07-10E
- (3) 33-56-40N 133-07-20E
- (4) 33-56-29N 133-07-33E (岸線角)
- 備考 (1) 作業船はアンカー位置に浮標を設置
- (2) 警戒船を配置
- 海図所 W1236-W1128
- 今治海上保安部



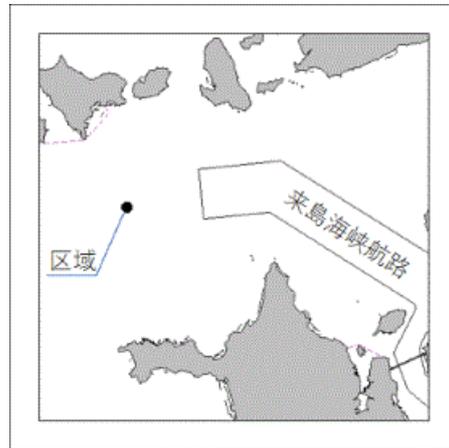
★7年302項 瀬戸内海 — 大崎上島北方 灯浮標交換作業

期間 令和7年9月3日(予備日4日～17日)の日出～日没
位置1 34-17.0N 132-57.7E、神殿島北方灯浮標
位置2 34-18.1N 132-54.8E、柳ノ瀬戸灯浮標
備考 警戒船を配置
海図 W1261-W103-W141-W1108-JP1108
参照書誌 411 4482、4643番
出所 第六管区海上保安本部



★7年303項 瀬戸内海 — 来島海峡航路西口付近 潜水作業

六管区水路通報5年6号74項関連
期間 令和7年8月28日～9月3日(予備日4日～30日)の日出～日没
区域 34-09-23.9N 132-53-39.7Eの地点を中心とする半径100mの円内
備考 (1) 沈船の油抜き作業
(2) 作業船は水中エレベーターを使用する
(3) 警戒船を配置
海図 W132-W104-W141-W1108-JP1108
出所 第六管区海上保安本部



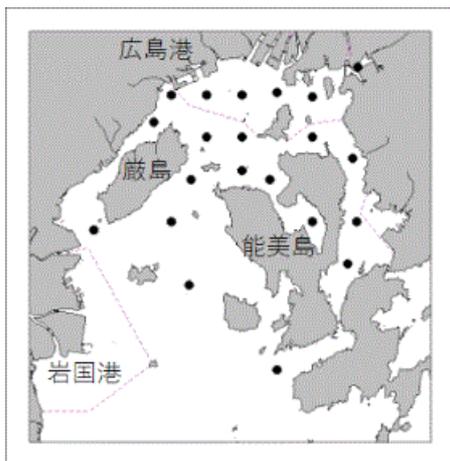
★7年304項 瀬戸内海 - 早瀬瀬戸 潜水作業

期 間 令和7年8月21日1300~1600
位 置 34-09-30N 132-29-23E付近
海 出 W125-W142-W1108-JP1108
所 吳海上保安部



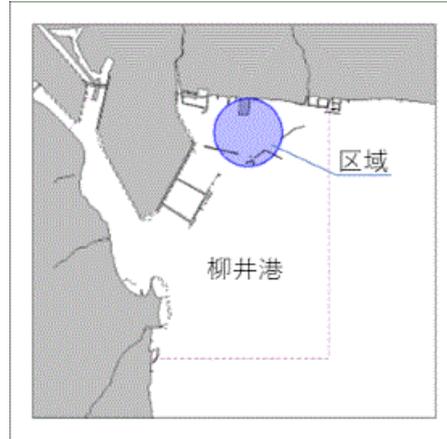
★7年305項 瀬戸内海 - 広島湾 環境調査

期 間 令和7年9月1日~3日(予備日4日~19日)の内3日間の日出~日没
位 置 付図に示す21地点
海 出 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
所 W1112A-W1112B-W113-W1109-W142
第六管区海上保安本部



★7年306項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、柳井港 航泊禁止区域設定

期 間 令和7年8月24日(予備日25日～27日)の2000～花火打ち上げ終了時まで
 区域 33-57-14N 132-08-05Eの地点を中心とする半径300mの円内
 備 考 (1) 花火大会が開催されるため、花火大会関係船舶及び
 柳井港を発着する定期旅客船を除き、船舶の航泊を禁止する
 (2) 警戒中の巡視船艇及び海上保安官から指示があった場合は、これに従うこと
 海 図 W152-W163
 出 所 柳井港長公示第1号(令和7年8月12日)



★7年307項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 掘下げ作業等

期 間 令和7年8月18日～10月30日(予備日を含む)の日出～日没
 1. 掘下げ作業
 区 域 6地点により囲まれる区域
 (1) 34-00-24N 131-45-37E
 (2) 33-59-59N 131-45-19E
 (3) 33-59-58N 131-45-22E
 (4) 34-00-02N 131-45-25E
 (5) 34-00-01N 131-45-27E
 (6) 34-00-22N 131-45-41E
 備 考 (1) 作業はクラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 警戒船を配置
 2. 揚土作業
 位 置 34-02-52N 131-44-02E
 海 図 W1106-W1133B-W1133C-W126
 出 所 徳山下松港長

